



2020年8月号 (No. 154)

## 今月の特集

1. 離職票記載に関する変更
2. 失業給付に関する特例、変更
3. 雇用保険の基本手当日額の変更

### 1. 離職票記載に関する変更

失業等給付の支給を受けるためには、会社を辞めた日以前の2年間に「雇用保険に加入していた期間」が通算して12カ月以上あることが必要です。(他にもいくつかの条件があります。)

週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上との、雇用保険に加入する要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日が11日に満たないことにより、加入期間に加えられないケースもあるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しがされました。

#### 【改正前】

雇用保険に加入していた期間のうち、会社を辞めた日から1ヵ月ごとに区切って、給料が支払われる対象となった日(出勤日や有給)が11日以上ある月を1ヵ月として計算。

#### 【改正後】

雇用保険に加入していた期間のうち、会社を辞めた日から1ヵ月ごとに区切って、給料が支払われる対象となった日(出勤日や有給)が11日以上ある月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1ヵ月として計算。

### 2. 失業給付に関する特例、変更

#### (1) 給付制限に関する特例

令和2年2月25日以降に、以下の理由により離職した方は、「特定理由離職者」として雇用保険の給付制限を受けません。既に給付制限期間中の方も、給付制限期間が適用されない特例措置があります。

そもそも、「特定理由離職者」とは???

- ・有期労働契約の雇い止め
- ・正当な理由のある自己都合退職

上記2つの区分があり、「自己都合退職」であっても、個人的なやむを得ない事情を抱えている方等はこちらにあたりません。

詳細は下記を参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyoutenteikyoku/0000147318.pdf>

<「特定理由離職者」となる場合>

- ① 同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ② 本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で子(小学校、義務教育学校\*<sup>1</sup>、特別支援学校\*<sup>2</sup>、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る)の養育が必要なことから自己都合離職した場合  
\*<sup>1</sup>小学校過程のみ \*<sup>2</sup>高校まで

#### (2) 給付日数の延長に関する特例

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険に基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられました。

<対象となる方>

以下の方で、法施行日(令和2年6月12日)以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象となります。

離職日: 令和2年4月7日以前  
(緊急事態宣言発令以前)

対象者: 離職理由を問わない

離職日: 令和2年4月8日~5月25日

対象者: 特定受給資格者及び特定理由離職者

離職日: 令和2年5月26日以降

(緊急事態宣言全国解除後)

対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者及び特定理由離職者(雇止めの場合に限る)

<延長される日数>(一部30日※)

35歳以上45歳未満の方で所定給付日数270日の方  
45歳以上60歳未満の方で所定給付日数330日の方

#### <対象とならない場合>

特例延長給付は、積極的に求職者活動を行っている方が対象となるため、①~④のいずれかに該当する場合は、特例延長給付の対象となりません。

- ① 所定の求職活動がないことで失業認定日に不認定処分を受けたことがある場合
- ② やむを得ない理由がなく、公共職業安定所に来所しなかったことにより不認定処分を受けたことがある場合
- ③ 雇用失業情勢や労働市場の状況などから、現実的ではない求職条件に固執される方等
- ④ 正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業につくこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだことがある場合

詳細は下記を参照ください。

[https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage\\_00583.html](https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00583.html)

#### (3) 給付制限期間の短縮

令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、6年間のうち2回までは給付制限期間が2ヵ月となります。(令和2年9月30日までは、正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間3ヵ月)

### 3. 雇用保険の基本手当日額の変更

令和2年8月1日から、雇用保険の「基本手当日額」が変更されます。雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。「基本手当日額」は、離職前の賃金を元に算出した1日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。今回の変更は、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて0.49%上昇したこと及び最低賃金日額の適用に伴うものです。具体的な変更内容は以下のとおりです。

<具体的な変更内容>

1. 基本手当日額の最高額の引上げ  
基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

- (1) 60歳以上65歳未満  
7,150円 → 7,186円(+36円)
  - (2) 45歳以上60歳未満  
8,330円 → 8,370円(+40円)
  - (3) 30歳以上45歳未満  
7,570円 → 7,605円(+35円)
  - (4) 30歳未満  
6,815円 → 6,850円(+35円)
2. 基本手当日額の最低額の引上げ  
2,000円 → 2,059円(+59円)

詳細は下記を参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12751.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12751.html)



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 福岡オフィス  
〒812-0016  
福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目8-31  
Tel: 092-292-8954